

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者				別表1（第2条、第6条関係） 出先機関及び代決者			
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者	
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位
略				略			
健康福 祉部	略 香川県立保健医療 大学	学部及び専攻科の 教務並びに図書館 に関する事務につ いては副学長、大 学院の教務につ いては研究科長、そ の他の事務につ いては事務局長	学部、専攻科及び 大学院の教務につ いては学生部長、 図書館に関する事 務については図書 館長、その他の事 務については事務 局次長	健康福 祉部	略 香川県立保健医療 大学	学部の教務及び図 書館に関する事務 については副学長、 大学院の教務につ いては研究科長、 その他の事務につ いては事務局長	学部及び大学院の 教務については学 生部長、図書館に 関する事務につ いては図書館長、そ の他の事務につ いては事務局次長
略				略			
略				略			
備考 略				備考 略			

別表2 (第3条、第4条関係)

出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～6 略				
7 財務関係事務	(1)～(25) 略			
	備考 1・2 略 3 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された(6)及び(13)の事項のうち、土木部の所掌する事業の施行に係るもので、1件500万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、1件5,000万円未満の公有財産購入費並びに1件5,000万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、常時、所長に代わって決裁するものとする。			

別表3 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法規…土地改良法施行細則	(1)～(8) 略				
		(9) 換地計画を定める県営土地改良事業の工事の着手に関して管轄登記所に届出をすること(工事を完了した旨の届出を除く。)(法113条の3)		○		
		(10) 略				
		(11) 土地改良区、土地改良区連合又は共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条)	略			
		(12) 略				
		(13) 公告を行うこと((1)、(4)及び(8)の届出並びに(2)、(3)及び(6)の認可に係るものに限る。)(法8条6項、18条17項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の2第2項)	略			
2～その他 略						
環境森林課～土地改良課 略						
用地管理	1～11 略					
12 土砂災害	(1)～(10) 略					

別表2 (第3条、第4条関係)

出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～6 略				
7 財務関係事務	(1)～(25) 略			
	備考 1・2 略 3 土木担当次長は、小豆総合事務所長に委任された(6)の事項のうち、土木部の所掌する事業の施行に係るもので、1件500万円未満の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、1件5,000万円未満の公有財産購入費並びに1件5,000万円未満の補償、補填及び賠償金に係るものを、常時、所長に代わって決裁するものとする。			

別表3 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法規…土地改良法施行細則	(1)～(8) 略				
		(9) 略				
		(10) 土地改良区、土地改良区連合及び共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条)	略			
		(11) 略				
		(12) 公告を行うこと((1)、(4)及び(8)の届出並びに(2)、(3)及び(6)の認可に係るものに限る。)(法第18条17項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、96条の2第7項、113条の2第2項)	略			
2～その他 略						
環境森林課～土地改良課 略						
用地管理	1～11 略					
12 土砂災害	(1)～(10) 略					

課	警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	(11) <u>重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を行うこと。(法26条1項)</u>	○	○			
		(12) <u>緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。(法28条1項)</u>	○		○		
		(13) 略					
13~20 略							
21	土地改良法関係事務法…土地改良法…香川県土地改良施設の管理に関する条例	(1) 略					
		(2) <u>県営土地改良事業の換地計画を定めるために権利者で組織する会議を招集すること。(法52条6項、89条の2第2項)</u>		○			
		(3) <u>換地計画の適否を決定し、又は換地計画若しくはその変更を認可すること。(法52条の2第1項、52条の4第1項、53条の4第2項、96条、96条の4第1項)</u>	略				
		(4) 略					
		(5) <u>換地処分があった旨の公告をした場合にその旨を管轄登記所に通知すること。(法54条5</u>		○			

課	警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	(11) 略					
	13~20 略						
21	土地改良法関係事務法…土地改良法…香川県土地改良施設の管理に関する条例	(1) 略					
		(2) <u>換地計画の適否を決定し、又は換地計画若しくはその変更を認可すること。(法52条の2第1項、52条の4第1項、53条の4第2項)</u>	略				
		(3) 略					

	項、96条、96条の4第1項)				
	(6)～(11) 略				
	(12) 公告を行うこと((3)の決定及び(4)の届出に係るものに限る。)(法8条6項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項)				○
22・23	略				

	(4)～(9) 略				
22・23	略				

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4. 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務(地方 人特別税等 に関する暫 定措置法に 係る事務を 含む。)法… 地方税法 政…地方税 法施行令 条…香川 県税条例 規…香川 県税条例 施行規則	(1)～(11) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法53条44項から47項まで)	略		
	(13)～(16) 略			
	(17) 法人の事業税等について課税標準の総額の更生等又は分割基準の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法72条の48の2第12項)	略		
	(18)～(36) 略			
2・3	略			

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
	1～6 略			
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感	(1) 略			
	(2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告をし、又は当該職員に健康診断を行わせること。(法17条1項	略		

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務(地方 人特別税等 に関する暫 定措置法に 係る事務を 含む。)法… 地方税法 政…地方税 法施行令 条…香川 県税条例 規…香川 県税条例 施行規則	(1)～(11) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長等の届出を受け、並びにその旨を関係都道府県知事及び関係市町長に通知すること。(法53条45項から48項まで)	略		
	(13)～(16) 略			
	(17) 法人の事業税等について課税標準の総額の更生等又は分割基準の修正等を行った旨を関係都道府県知事に通知すること。(法72条の49第11項)	略		
	(18)～(36) 略			
2・3	略			

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
	1～6 略			
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感	(1) 略			
	(2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新感染症(以下この関係事務において「 <u>一類感染症等</u> 」という。)にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告をし、又は当該職員に健康診断を行	略		

症の患者に
対する医療
に関する法律

・ 2項、45条1項・ 2項)

(3) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告又は措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。(法17条3項・ 4項、23条、26条、45条3項、49条)

(4)・(5) 略

(6) 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者、新感染症の所見がある者等に対し特定感染症指定医療機関等に入院することを勧告し、当該勧告に係る者を入院させ、当該入院に係る者の入院の期間を延長し、又は意見を述べる機会を与えること。(法19条1項・ 3項・ 5項、20条1項から4項まで・ 6項、26条、46条1項から5項まで)

略

(7) 感染症の診査に関する協議会の意見を聴き、又は協議会に報告すること。(法18条5項・ 6項、20条5項、26条、37条の2第3項)

(8) 略

(9) 入院に係る一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと又は新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことの確認をし、入院している患者等を退院させること。(法22条1項・ 4項、26条、48条1項・ 4項)

略

(10) 一類感染症の患者がいる場所等について、当該患者等に対し消毒すべきことを命じ、市町に消毒するよう指示し、又は県の職員に消毒させること。(法27条、50条1項)

(11) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理者等に対し

症の患者に
対する医療
に関する法律

わせること。(法17条1項・ 2項、45条1項・ 2項)

(3) 一類感染症等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告又は措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。(法17条3項・ 4項、23条、26条、45条3項、49条)

(4)・(5) 略

(6) 一類感染症又は二類感染症の患者、新感染症の所見がある者等に対し特定感染症指定医療機関等に入院することを勧告し、当該勧告に係る者を入院させ、当該入院に係る者の入院の期間を延長し、又は意見を述べる機会を与えること。(法19条1項・ 3項・ 5項、20条1項から4項まで・ 6項、26条、46条1項から5項まで)

略

(7) 感染症の診査等に関する協議会の意見を聴き、又は協議会に報告すること。(法18条5項・ 6項、20条5項、26条、37条の2第3項)

(8) 略

(9) 入院に係る一類感染症若しくは二類感染症の病原体を保有していないこと又は新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことの確認をし、入院している患者を退院させること。(法22条1項・ 4項、26条、48条1項・ 4項)

略

(10) 一類感染症等の患者がいる場所等について、当該患者等に対し消毒すべきことを命じ、又は市町に消毒するよう指示すること。(法27条、50条1項)

(11) 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理者等に対し当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命じ、又は

	当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命じ、市町に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させること。(法28条、50条1項)	
	(12) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件について、その所持者に対し当該物件の移動の制限等を命じ、市町に消毒するよう指示し、又は県の職員に消毒等の措置をとらせること。(法29条、50条1項)	
	(13) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。(法30条1項、50条1項)	
	(14) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の埋葬を許可すること。(法30条2項、50条1項)	
	(15) 略	
	(16) 入院の勧告又は入院の措置を実施した一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見のある者の医療に要する費用の公費負担を決定すること。(法37条1項)	略
	(17) 略	
	(18) 健康診断実施者から健康診断実施の通報又は報告を受けること。(法53条の7第1項)	略
	(19) 略	
8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関	(1) 精神障害者又はその疑いのある者を知った者から精神保健指定医の診察及び必要な保護についての申請を受けること。(法23条1項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務において同じ。)	略

	市町に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示すること。(法28条、50条1項)	
	(12) 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件について、その所持者に対し当該物件の移動の制限等を命じ、市町に消毒するよう指示し、又は県の職員に廃棄等の措置をとらせること。(法29条、50条1項)	
	(13) 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。(法30条1項、50条1項)	
	(14) 一類感染症等の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の埋葬を許可すること。(法30条2項、50条1項)	
	(15) 略	
	(16) 入院の勧告又は入院の措置を実施した一類感染症若しくは二類感染症の患者又は新感染症の所見のある者の医療に要する費用の公費負担を決定すること。(法37条1項)	略
	(17) 略	
	(18) 健康診断実施者等から健康診断実施等の通報又は報告を受けること。(法53条の7第1項)	略
	(19) 略	
8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係事務 法…精神保健及び精神障害者福祉に関	(1) 精神障害者又はその疑いのある者を知った者から精神保健指定医の診察及び必要な保護についての申請を受けること。(法23条1項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。以下この関係事務(14の事項を除く。)において同じ。)	略

する法律	(2)～(13) 略
9～22 略	
23 毒物及び劇物取締法関係事務法…毒物及び劇物取締法 政…毒物及び劇物取締法施行令 省…毒物及び劇物取締法施行規則 規…毒物及び劇物取締法施行細則	(1)・(2) 略 (3) 毒物劇物業者等から報告を徴し、又は当該職員に毒物劇物取扱場所等の立入検査をさせ、若しくは毒物等を収去させること（東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。ただし、 <u>製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者に係るものに限る。</u> ）。（法17条2項、22条4項・5項、政36条の7） (4) 業務上毒物又は劇物を取り扱う者の氏名等の届出を受けること。（法22条1項から4項まで） (5) 毒物劇物業者に登録票を交付すること。（政33条） (6) 略
24～31 略	

する法律	(2)～(13) 略		
	(14) <u>精神障害者社会適応訓練事業を実施すること（財務に係る事務を除く。）。</u> (法50条の4)	○	○
9～22 略			
23 毒物及び劇物取締法関係事務法…毒物及び劇物取締法 政…毒物及び劇物取締法施行令 省…毒物及び劇物取締法施行規則 規…毒物及び劇物取締法施行細則	(1)・(2) 略 (3) 毒物劇物業者等から報告を徴し、又は当該職員に毒物劇物取扱場所等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること（東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。ただし、 <u>販売業者に係るものを除く。</u> ）。（法17条2項、22条4項・5項） (4) 業務上毒物又は劇物を取り扱う者の氏名等の届出を受けること（東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。）。（法22条1項から4項まで） (5) 毒物劇物業者に登録票を交付すること。（政33条、35条、36条） (6) 略	略	
24～31 略			

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法施行令 省①…児童福祉法施行規則 省②…里親が行う養育に関する最低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。（法6条の4第2項、省①36条の46第2項）	略		
	(2)～(7) 略			
	(8) 指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。（法27条2項）	略		
	(9)～(18) 略			
	(19) 医療型障害児入所施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。（法31条3項）	略		
	(20)～(33) 略			
2 略				

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法施行令 省①…児童福祉法施行規則 省②…里親の行う養育に関する最低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。（法6条の3第2項、省①36条の46第2項）	略		
	(2)～(7) 略			
	(8) 指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入所させて肢体不自由児施設等におけると同様な治療等を行うことを委託すること。（法27条2項）	略		
	(9)～(18) 略			
	(19) 肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。（法31条3項）	略		
	(20)～(33) 略			
2 略				

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。(法6条の4第2項、省①36条の46第2項)	略		
	(2)～(7) 略			
	(8) 指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項)			
	(9)～(18) 略			
	(19) 医療型障害児入所施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条3項)			
(20)～(32) 略				
2 略				

13 障害福祉相談所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 身体障害者福祉法関係事務 法…身体障害者福祉法 政…身体障害者福祉法施行令 省…身体障害者福祉法施行規則	(1)・(2) 略	略		
	(3) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給の要否の決定等に関し、意見を述べ、又は関係者の意見を聴くこと。(法11条2項)			
	(4) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給の要否の決定等に関し、技術的事項についての協力等を行うこと。(法11条2項)			
	(5)～(9) 略			
2 略				
3 知的障害者福祉法関係事務 法…知的障害者福祉法	(1)・(2) 略	略		
	(3) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給の要否の決定等に関し、意見を述べ、又は関係者の意見を聴くこと。(法12条2項)			

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親の行 う養育に 関する最 低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。(法6条の3第2項、省①36条の46第2項)	略		
	(2)～(7) 略			
	(8) 指定医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入所させて肢体不自由児施設等におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項)			
	(9)～(18) 略			
	(19) 肢体不自由児施設に入所した児童等について引き続き当該施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条3項)			
(20)～(32) 略				
2 略				

13 障害福祉相談所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 身体障害者福祉法関係事務 法…身体障害者福祉法 政…身体障害者福祉法施行令 省…身体障害者福祉法施行規則	(1)・(2) 略	略		
	(3) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定等に関し、意見を述べ、又は関係者の意見を聴くこと。(法11条2項)			
	(4) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定等に関し、技術的事項についての協力等を行うこと。(法11条2項)			
	(5)～(9) 略			
2 略				
3 知的障害者福祉法関係事務 法…知的障害者福祉法	(1)・(2) 略	略		
	(3) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定等に関し、意見を述べ、又は関係者の意見を聴くこと。(法12条2項)			

	法12条2項) (4) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給の要否の決定等に関し、技術的事項についての協力等を行うこと。(法12条2項) (5)・(6) 略		
4 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 省…児童福祉法 施行規則 規…児童福祉法 施行細則	(1) <u>入所給付決定保護者又は指定障害児入所施設等</u> に対し、 <u>障害児入所給付費</u> を支給し、又は支払うこと。(法24条の2第1項、24条の3第8項・10項) (2) <u>障害児入所給付費</u> の支給の要否を決定すること。(法24条の3第2項) (3) <u>入所給付決定保護者</u> に対し、 <u>入所受給者証</u> を交付すること。(法24条の3第6項) (4) <u>入所給付決定</u> を取り消し、 <u>入所受給者証</u> の返還を求めること。(法24条の4第1項・2項) (5) 災害その他の事情により、 <u>障害児入所支援</u> に要する費用を負担することが困難な場合、 <u>障害児入所給付費</u> に関する支給割合を変更すること。(法24条の5) (6) <u>入所給付決定保護者</u> に対し、 <u>高額障害児入所給付費</u> を支給すること。(法24条の6) (7) <u>入所給付決定保護者又は指定障害児入所施設等</u> に対し、 <u>特定入所障害児食費等給付費</u> を支給し、又は支払うこと。(法24条の7) (8) <u>入所給付決定保護者又は指定障害児入所施設等</u> に対し、 <u>障害児入所医療費</u> を支給し、又は支払うこと。(法24条の20第1項・3項) (9) <u>入所受給者証</u> の再交付をすること。(省25条の7第9項) (10) <u>入所受給者証</u> の記載事項の変更の届出を受けること。(規7条の3第2項)	略	
5 略			
6 障害者虐待の	(1) 利用者による障害者虐待を受けた	○	

	(4) 市町の求めに応じ、市町が行う介護給付費等の支給の要否の決定等に関し、技術的事項についての協力等を行うこと。(法12条2項) (5)・(6) 略		
4 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 省…児童福祉法 施行規則 規…児童福祉法 施行細則	(1) <u>施設給付決定保護者又は指定知的障害児施設等</u> に対し、 <u>障害児施設給付費</u> を支給し、又は支払うこと。(法24条の2第1項、24条の3第8項・10項、63条の3の2) (2) <u>障害児施設給付費</u> の支給の要否を決定すること。(法24条の3第2項) (3) <u>施設給付決定保護者</u> に対し、 <u>施設受給者証</u> を交付すること。(法24条の3第6項) (4) <u>施設給付決定</u> を取り消し、 <u>施設受給者証</u> の返還を求めること。(法24条の4第1項・2項) (5) 災害その他の事情により、 <u>障害児施設支援</u> に要する費用を負担することが困難な場合、 <u>障害児施設給付費</u> に関する支給割合を変更すること。(法24条の5) (6) <u>施設給付決定保護者</u> に対し、 <u>高額障害児施設給付費</u> を支給すること。(法24条の6第1項、63条の3の2) (7) <u>施設給付決定保護者又は指定知的障害児施設等</u> に対し、 <u>特定入所障害児食費等給付費</u> を支給し、又は支払うこと。(法24条の7、63条の3の2) (8) <u>施設給付決定保護者又は指定知的障害児施設等</u> に対し、 <u>障害児施設医療費</u> を支給し、又は支払うこと。(法24条の20第1項・4項、63条の3の2) (9) <u>施設受給者証</u> の再交付をすること。(省25条の7第9項) (10) <u>施設受給者証</u> の記載事項の変更の届出を受けること。(規7条の3第2項)	略	
5 略			

防止、障害者の 養護者に対する 支援等に関する 法律関係事務 法…障害者虐待 の防止、障 害者の養護 者に対する 支援等に関 する法律	と思われる障害者を発見した者から通 報を受けること。(法22条1項)			
	(2) 使用者による障害者虐待を受けた 障害者から届出を受けること。(法22 条2項)		○	
	(3) 使用者による障害者虐待の通報又 は届出を受けた市町から通知を受ける こと。(法23条)	○	○	
	(4) 使用者による障害者虐待に関する 事項を香川労働局等に報告すること。 (法24条、27条)	○	○	
7 略				

6 略				
-----	--	--	--	--

14~18 略

19 計量検定所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 計量法関係事 務 法…計量法 政…計量法施行 令 省告…計量証明 に必要な 知識経験 を有する ことに関 する基準 条①…香川県計 量検定所 条例 条②…香川県使 用料、手 数料条例 規…香川県計量 検定所規則	(1)~(29) 略			
	(30)~(39) 略			

20~27 略

28 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				

14~18 略

19 計量検定所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 計量法関係事 務 法…計量法 政…計量法施行 令 省告…計量証明 に必要な 知識経験 を有する ことに関 する基準 条①…香川県計 量検定所 条例 条②…香川県使 用料、手 数料条例 規…香川県計量 検定所規則	(1)~(29) 略			
	(30) 特定市町の長とその区域における 事務の執行に関し協議すること。(法 155条)	○	○	
	(31)~(40) 略			

20~27 略

28 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				

2 土地改良法関係事務（香川用水土地改良区に係る事務を除く。）	(1)～(4) 略				
法…土地改良法	(5) 県営土地改良事業の換地計画を定めるために権利者で組織する会議を招集すること。（法52条6項、89条の2第2項）			○	
条…香川県土地改良施設の管理に関する条例	(6) 換地計画の適否を決定し、又は換地計画若しくはその変更を認可すること。（法52条の2第1項、52条の4第1項、53条の4第2項、96条、96条の4第1項）	略			
規…土地改良法施行細則	(7) 略				
	(8) 換地処分があった旨の公告をした場合にその旨を管轄登記所に通知すること。（法54条5項、96条、96条の4第1項）			○	
	(9)～(15) 略				
	(16) 換地計画を定める県営土地改良事業の工事の着手に関して管轄登記所に届出をすること（工事を完了した旨の届出を除く。）。（法113条の3）			○	
	(17)～(22) 略				
	(23) 土地改良区、土地改良区連合又は共同施行者から規約その他の届出を受けること。（規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条）	略			
	(24)・(25) 略				
	(26) 公告を行うこと（(2)、(10)及び(15)の届出、(3)、(9)及び(13)の認可並びに(6)の決定に係るものに限る。）。（法8条6項、18条17項、30条3項、48条9項・11項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の2第2項）	略			
3～6 略					

29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～13 略				
14 土砂災害警戒	(1)～(10) 略			

2 土地改良法関係事務（香川用水土地改良区に係る事務を除く。）	(1)～(4) 略				
法…土地改良法	(5) 換地計画の適否を決定し、又は換地計画若しくはその変更を認可すること。（法52条の2第1項、52条の4第1項、53条の4第2項）	略			
条…香川県土地改良施設の管理に関する条例	(6) 略				
規…土地改良法施行細則	(7)～(13) 略				
	(14)～(19) 略				
	(20) 土地改良区、土地改良区連合及び共同施行者から規約その他の届出を受けること。（規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条）	略			
	(21)・(22) 略				
	(23) 公告を行うこと（(2)、(8)及び(13)の届出並びに(3)、(7)及び(11)の認可に係るものに限る。）。（法18条17項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、96条の2第7項、113条の2第2項）	略			
3～6 略					

29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～13 略				
14 土砂災害警戒	(1)～(10) 略			

区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	(11) <u>重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を行うこと。(法26条1項)</u>	○	○	
	(12) <u>緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。(法28条1項)</u>	○	○	
	(13) 略			
15~25 略				

31 略

区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則				
	(11) 略			
15~25 略				

31 略

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正規定中障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律関係事務に係る部分は、平成24年10月1日から施行する。